

別紙 1

仕様書

豊田総合支所市民生活課公用自動車賃貸借業務の仕様については、次のとおりとする。

1 納入する場所及び台数

別紙 2 車両仕様書のとおり

2 車両の仕様等

別紙 2 車両仕様書のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 1 1 年 6 月 3 0 日まで

(2) 履行期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 6 月 3 0 日まで

(3) 納入期限 令和 6 年 7 月 1 日

納入が遅延する場合、納入日までの間は、代車での対応（任意保険含む）とし、賃貸借料金に含む。代車の任意保険の種類は一般車両保険で免責 0 円、対物損害賠償:無制限、対人損害賠償:無制限、人身障害保険:3,000 万円以上とする。

(4) 賃貸借料金

賃貸借料金には、登録納車費用、自動車税（種別割）、環境性能割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、車検整備（継続検査、定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備）、代車提供、消耗・摩耗・亀裂・ラジアル及び冬用交換等によるタイヤ交換（夏及び冬に必要数に応じて行うこと。）、オイル・オイルフィルター交換、バッテリー交換 1 個以上、メンテナンス料、一般修理（消耗品・摩耗部品の交換及び故障修理）、当初における搬入及び賃貸借期間が終了したときの撤去に要する費用を含む。支払いは、月払いとする。

※任意保険は含まない（代車対応期間を除く）。

4 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

5 下関市暴力団排除条例による措置

別記1「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

6 その他

- (1) 本物件はメンテナンスリースとし、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、下関市は本物件の使用となる。
- (2) 検品については納車時に納入場所にて豊田総合支所市民生活課職員が行う。